

令和 7 年度都立日野台高等学校学校徴収金基本計画

学校徴収金事務取扱規程第 2 条に基づき、学校徴収金基本計画を策定する。

1 学校で取り扱う学校徴収金の種類

- ① 学年積立金 ② 生徒会費 ③ P T A 会計

2 徴収目的

- ① 学年積立金

遠足等の学校行事や教材購入などに必要な費用について、一定額を積み立てることにより、保護者の月々の負担を平準化するとともに、購入等一括処理することで事務手続きを簡便にし、学校行事等を円滑に実施するため。

- ② 生徒会費

生徒会活動に要する費用

- ③ P T A 会費は P T A 規約・活動方針に基づいた P T A 活動に必要な経費を会から委任を受けて徴収する。

3 徴収金額

- ① 学年積立金（年間）

第 1 学年（7 年度生）	1 1 0, 0 0 0 円
第 2 学年（6 年度生）	1 1 5, 0 0 0 円
第 3 学年（5 年度生）	5 3, 0 0 0 円

- ② 生徒会費（年間） 5, 5 0 0 円

- ③ P T A 会費（年間）

第 1 学年（7 年度生）	4, 2 0 0 円
第 2 学年（6 年度生）	1, 4 0 0 円
第 3 学年（5 年度生）	2, 8 0 0 円

4 徴収方法

生徒保護者のゆうちょ銀行自動払込利用登録に基づき、ゆうちょ Biz システムを利用し、口座振替により徴収する。徴収回数及び時期は別表のとおりとする。

5 預託する金融機関

ゆうちょ銀行

6 その他

基本計画に定める徴収目的を実現するに当たって、公費との経費負担区分において適正な徴収金額を算定するほか、保護者等の負担軽減のため、最少の経費をもって最大の効果をあげられるように、計画的かつ効率的な執行に努めるものとする。